

○環境省令第一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月二日

環境大臣 中川 雅治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（一般廃棄物の再生利用の認定の申請に係る書類）</p> <p>第六条の六の二 法第九条の八第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主又は者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類</p> <p>十一〇二十一 （略）</p> <p>（再生利用の用に供する施設の軽微な変更等の届出）</p> <p>第六条の八 法第九条の八第八項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日（法人で次項第一号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一〇五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（一般廃棄物の再生利用の認定の申請に係る書類）</p> <p>第六条の六の二 法第九条の八第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主又は者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類</p> <p>十一〇二十一 （略）</p> <p>（再生利用の用に供する施設の軽微な変更等の届出）</p> <p>第六条の八 法第九条の八第八項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一〇五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

(変更の届出)

第六条の二十一の二 法第九条の九第八項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日(法人で次項の規定により登記事項証明書添付すべき場合にあつては、三十日)以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一〇五 (略)

2 当該認定に係る処理の用に供する施設の変更をした場合における前項の届出書には、当該変更に係る第六条の十八各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第六条の二十四の九 (略)

2 法第九条の十第六項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日(法人で次項第一号又は第二号の規定により登記事項証明書添付すべき場合にあつては、三十日)以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一〇五 (略)

三〇五 (略)

(管理票交付者の報告書)

第八条の二十七 法第十二条の三第七項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場(同一の都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九

(変更の届出)

第六条の二十一の二 法第九条の九第八項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一〇五 (略)

2 当該認定に係る処理の用に供する施設の変更をした場合における前項の届出書には、令第五条の九に規定する認定証及び当該変更に係る第六条の十八各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第六条の二十四の九 (略)

2 法第九条の十第六項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一〇五 (略)

三〇五 (略)

(管理票交付者の報告書)

第八条の二十七 法第十二条の三第七項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場(同一の都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九

第一項に規定する指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市又は大牟田市にあつては、市)の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。)ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

(産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間(申請者が令第六条の九第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ〜ハ (略)	(略)

第一項に規定する指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市又は呉市、大牟田市若しくは佐世保市にあつては、市)の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。)ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

(産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間(申請者が令第六条の九第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ〜ハ (略)	(略)

ト 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度
チ〜ヌ (略)	(略)

三〜八 (略)
 (産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第十条の四の二 令第六条の十一第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ〜ヌ (略)	(略)
ル 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損	少なくとも定時株主総会で承認を受

ト 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	一年に一回以上
チ〜ヌ (略)	(略)

三〜八 (略)
 (産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第十条の四の二 令第六条の十一第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ〜ヌ (略)	(略)
ル 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損	一年に一回以上

益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	け、又は報告された都度
ヲカ (略)	(略)
三七八 (略) (特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)	
第十条の十二の二 令第六条の十三第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。	
一 (略)	
二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六月間（申請者が令第六条の十三第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。	
公表事項	更新すべき場合
イへ (略)	(略)
ト 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度

益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	
ヲカ (略)	(略)
三七八 (略) (特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)	
第十条の十二の二 令第六条の十三第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。	
一 (略)	
二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の前六月間（申請者が令第六条の十三第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。	
公表事項	更新すべき場合
イへ (略)	(略)
ト 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	一年に一回以上

チヌヌ (略) (略)

三〇八 (略)

(特別管理産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第十条の十六の二 令第六条の十四第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イヌヌ (略)	(略)
ル 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度
ヲクカ (略)	(略)

三〇八 (略)

チヌヌ (略) (略)

三〇八 (略)

(特別管理産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第十条の十六の二 令第六条の十四第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イヌヌ (略)	(略)
ル 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	一年に一回以上
ヲクカ (略)	(略)

三〇八 (略)

様式第七号の二(第十条の二関係)

許可番号		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 優 良 </div>
産業廃棄物収集運搬業許可証		
住 所		
氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 14 条 第 1 項	の許可を受けた者であることを
証する。	第 14 条 の 2 第 1 項	
都道府県知事		印
(市長)		
許 可 の 年 月 日	年 月 日	
許可の有効年月日	年 月 日	
1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること) 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 3. 許可の条件 4. 許可の更新又は変更の状況 年 月 日 (内 容) 5. 積替え許可の有無 有・無 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。) 市名 許可番号 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無		
備考		
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。		
(日本工業規格 A列4番)		

様式第七号(第十条の二関係)

許可番号	
産業廃棄物収集運搬業許可証	
住 所	
氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 14 条 第 1 項
証する。	第 14 条 の 2 第 1 項
都道府県知事	
(市長)	
許 可 の 年 月 日	年 月 日
許可の有効年月日	年 月 日
1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること) 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 3. 許可の条件 4. 許可の更新又は変更の状況 年 月 日 (内 容) 5. 積替え許可の有無 有・無 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。) 市名 許可番号 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無	
備考	
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。	
(日本工業規格 A列4番)	

様式第七号の二(第十条の二関係)

許可番号		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 優 良 </div>
産業廃棄物収集運搬業許可証		
住 所		
氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 14 条 第 1 項	の許可を受けた者であることを
証する。	第 14 条 の 2 第 1 項	
都道府県知事		印
(市長)		
許 可 の 年 月 日	年 月 日	
許可の有効年月日	年 月 日	
1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること) 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 3. 許可の条件 4. 許可の更新又は変更の状況 年 月 日 (内 容) 5. 積替え許可の有無 有・無 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。) 市名 許可番号 6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無		
備考		
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。		
(日本工業規格 A列4番)		

様式第七号(第十条の二関係)

許可番号	
産業廃棄物収集運搬業許可証	
住 所	
氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 14 条 第 1 項
証する。	第 14 条 の 2 第 1 項
都道府県知事	
(市長)	
許 可 の 年 月 日	年 月 日
許可の有効年月日	年 月 日
1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること) 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 3. 許可の条件 4. 許可の更新又は変更の状況 年 月 日 (内 容) 5. 積替え許可の有無 有・無 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。) 市名 許可番号 6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無	
備考	
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。	
(日本工業規格 A列4番)	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。